

専門職大学基本計画検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 農林業分野における実践的な職業教育を行う専門職大学の設置に関して必要な事項を検討するため、専門職大学基本計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 前条の目的を達成するため、委員会は、次に掲げる事項からなる専門職大学の基本計画の内容について調査、審議する。

- (1) 学部及び学科の構成に関すること
- (2) 学位授与の方針に関すること
- (3) 教育課程の編成の方針及びその内容に関すること
- (4) 入学者選抜の方針及びその内容に関すること
- (5) 教員組織の編成の方針に関すること
- (6) 施設・設備・図書等の整備の方針に関すること
- (7) 専門職大学の組織・運営等に関すること
- (8) その他専門職大学の設置に関する必要な事項に関すること

(組織)

第3条 委員会は、別表1に掲げる者をもって構成する。

2 委員の任期は、令和2年4月2日から前条に規定する所掌事務が終了する日までとする。

(会長)

第4条 委員会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名した委員（別表2において「会長代理」という。）が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会長は、前項の会議の議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に委員会への出席を求めることができる。

(報告)

第6条 会長は、専門職大学の基本計画を検討するため必要があると認めるときは、別に定めるところにより設置されるプロジェクトチーム（別表2に掲げるものをいう。）のリーダーに対し、検討状況の報告を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、山形県農林水産部専門職大学整備推進課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年8月6日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年10月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表1

職名	氏 名	所属・役職	備考
委 員	芦 谷 竜 矢	山形大学農学部 教授	学識
委 員	今 井 敏	独立行政法人農林漁業信用基金 理事長	学識
委 員	牛 尾 陽 子	東北大学 監事	学識
委 員	小 沢 瓦	山形大学農学部 教授	学識
委 員	神 山 修	農林水産部専門職大学整備推進監	学識
委 員	北 柴 大 泰	東北大学農学部 教授	学識
委 員	柴 田 晋 吾	農林水産部参事	学識
委 員	嶋 村 和 恵	早稲田大学商学学術院 教授	学識
委 員	生源寺 真一	福島大学 食農学類長	学識
委 員	野 堀 嘉 裕	山形大学 名誉教授	学識
委 員	藤 井 弘 志	株式会社ファーム・フロンティア 取締役会長 (山形大学農学部 客員教授)	学識
委 員	村 松 真	山形大学地域教育文化学部 准教授	学識
委 員	五十嵐 一雄	山形県認定農業者協議会 会長	農林業
委 員	伊 藤 倫 子	米沢牛いとう牧場株式会社	農林業
委 員	早 坂 和 紀	株式会社 SAKU-Labo 取締役	農林業
委 員	八 鍬 良 則	株式会社ムラサキ農産 代表取締役	農林業
委 員	阿 部 多 喜 子	金山町森林組合 森林施業プランナー	農林業
委 員	遠 田 勝 久	有限会社遠田林産 代表取締役	農林業
委 員	阿 部 清	公益財団法人やまがた農業支援センター 副理事長	団体
委 員	後 藤 雅 喜	山形県農業協同組合中央会 常務理事	団体
委 員	菊 地 繁 美	山形県立農林大学校 校長	教育
委 員	吉 田 直 史	教育次長	教育

(順不同)

別表2

プロジェクトチーム名	リーダー
附属農林大学校機能強化検討プロジェクトチーム	農林大学校長
就農等支援プロジェクトチーム	会長代理
村山地域連携プロジェクトチーム	村山総合支庁長
最上地域連携プロジェクトチーム	最上総合支庁長
置賜地域連携プロジェクトチーム	置賜総合支庁長
庄内地域連携プロジェクトチーム	庄内総合支庁長